

**船橋市立
行田中学校
部活動の活動規定
(部活動ガイドライン)**



2020年4月制定
2022年9月一部改訂
船橋市立行田中学校

<行田中学校 部活動の活動規定>

はじめに

○部活動規定の作成にあたって

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。それを受けて、「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成31年4月施行）が示され、各学校においては、練習時間の在り方や休息の取り方を検証し、短時間で効果的・効率的な部活動の実施が求められています。

ガイドラインの作成にあたっては本校の実態に応じて工夫することにより、一層の活動の充実と生徒の健やかな成長、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化活動などを実現する資質・能力を育むことができると考えております。

1 部活動の目標

- ① 自らの興味、関心に基づく活動の中で個性を伸ばすとともに体力の向上を図り、生活を豊かにしていく態度を身につける。
- ② 集団的な活動の中で、自己の役割・責任を自覚し、共に計画し活動することを通して、自主性・協調性・責任感・成就感を身につける。
- ③ 部の活動を通して、生徒と教職員、学年を超えた生徒同士のふれあいを深める。

2 設置部活動について

- 運動系・・・野球、サッカー、陸上競技男女、ソフトテニス男女、卓球男女
バスケットボール男女、バレーボール男女、
- 文化系・・・管弦楽、美術、科学技術、合唱、演劇、手芸
- その他・・・水泳、柔道、体操、新体操、バドミントンなど（大会のみの参加）

※いけばな・・・月に1回程度、他部活動との兼部は可とする。

※ 部の増設や廃部を行う場合は、学校長の承認により決定する。

3 入・退部について

- ① 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出て、担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- ② 退部に関しては、本人・保護者・担任・顧問が話し合いを行い、所定の手続きをとって退部することができる。また、指導が困難と思われる生徒に関しては、顧問・担任・本人・保護者と話し合いを行い、活動停止が妥当と認められた場合は、停止もしくは、退部という措置を決定することもある。

4 活動について

- ① 活動の際には、生徒の健康、安全管理に十分配慮する。また、活動中に怪我・病気などが発生したときは、適切な処置を講ずる。

- ② 週末は、1日以上を休養日とする。ただし、半日であれば続けて活動し、休養日を平日に振り替えることができる。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、平日1日、土日祝で1日とする。また、長期の休養期間（約1週間）を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日に続けて活動する場合は、3時間程度（午前か午後のみ）とする。なお、休業日に練習試合などを行う際は、短時間に、効率的・効果的な活動を計画、かつ工夫する。

5 活動日・時間について

<活動日>

- ① 活動日は原則として平日の朝、平日の放課後とする。ただし、土曜日・日曜日・祭日・長期休業中の活動に関しては、適切な指導計画のもと、学校長の承認を得て活動することができる。
- ② 月曜日の朝練習と水曜日の午後練習は休養とする。ただし、一部の割り当てにより、活動日が限られる部は活動を可とする。（但し長期休業中は適用しない）
- ③ 職員会議及び学年会、全校研修日がある日は、午後の活動は行わない。
- ④ 学校行事（入学式、体育祭、卒業証書授与式、合唱祭）、及び前日準備がある日の練習は行わない。

<時間>

- ① 朝練習・・・**7：10～8：00（通年）**

※7：00に校門を開けます。それ以前に登校しない。

※8：00までに片付けを終了し、8：15には教室に入る。

- ② 放課後・・・学級終了後から各月の最終下校時間まで（片付け、集合も含む）

（活動終了時間）

4月=5:45	8月=5:30	11月=5:00	3月=5:30
5月=6:00	9月=5:45	12月=4:50	
6月=6:15	10月=5:30(前期)	1月=5:00	
7月=6:30	10月=5:15(後期)	2月=5:30	

- ③ テスト前活動・・・テスト前4日間（後期期末テストは5日間）は活動しない。ただし、1週間後や期間中に大会がある場合などは、学校長の承認を得て、大会に参加することができる。また、朝か放課後に1時間程度の活動をすることができる。なお、事前にその旨を保護者に通知する。

※1年生の前期中間テストについてはテスト7日前から活動はしない。

延長活動・・・大会3週間前から7日間を選び、学校長の承認を得て、最終下校時刻後30分、活動を延長することができる。なお、その際、延長届けを提出し、事前にその旨を保護者に通知する。

※各部は、学校代表として学校長の認めた対外行事、試合、コンクールなどに参加することができる。

6 活動場所などについて

- ① 更衣場所・荷物置場・・・年度当初に各部毎に場所を指定する。
- ② 雨天時の活動場所など・・・年度当初に各部活動毎に指定する。なお、朝練習の時は教室に荷物を置かない。

※一度活動場所に移動した後は、教室に戻らない。また、施錠してある場所は開けない。昇降口が施錠してあるときは、職員玄関を使用する。(長期休業中も同様)

※給食のない日は、ランチルームの指定された場所で食事をする。

週末の練習や遠征などでは、各部活動毎にまとめて食事をとる。なお、飲み物は学校生活に準じる。休日の昼食、及び補食については、各部ごとの判断とする。

7 活動停止等について

①活動規定や学校のルール、社会のルールを守れない部活動は、校長、顧問、部活動担当で協議し、一定期間活動を停止することもある。

8 部活動の運営について

- ① 運営費として部費を徴収する際は、適正に管理・処理を行い、会計報告を年度末に行う。臨時徴収についてもその都度同様に行う。
- ② 部活動の予算及び徴収した部費については、学校長の承認を得て所定の手続きを踏み、適切に執行する。
- ③ 対外行事にかかる費用は、自己負担を原則とする。

9 部活動保護者会について

- ① 年度当初に部活動保護者会を開催する。その際、部活動の活動方針や部費などについての説明を保護者に周知する。
- ② 必要に応じて各部ごとに、学校長の承認を得て開催することができる。

10 その他

- ① 各部活動の部長会議を月末に1回行い、活動をよりよいものにしていく。
- ② 活動に参加できない生徒は、事前に学校または顧問に連絡をする。(無断欠席はしない)
- ③ 遠征などで、自転車は使用しない。
- ④ 活動時の服装は、学校生活に準ずる。なお、必要に応じて部単位で許可された服装も可とする。
- ⑤ 再登校時の服装は、部単位で許可されたジャージ・カバンも可とする。
- ⑥ 部室は、倉庫として使用する。管理は各部で行い定期的に清掃をする。なお、管理責任者は、顧問とする。
- ⑦ 部活動外部指導者については、学校長及び、部活動顧問会の承認を得て採用する。